

大好き★出雲!

出雲市景観計画

平成 26 年 3 月

出 雲 市

目 次

序章

前文

1 景観計画の役割.....	2
2 市・市民・事業者の責務及び役割.....	2
3 景観計画の位置づけ.....	4
4 景観計画の構成.....	5

第1章 出雲市景観計画区域

1 景観計画の区域.....	6
2 良好な景観の形成に関する方針	
2-1 出雲市全域における景観形成に関する方針.....	7
2-2 地域特性に応じた景観形成に関する方針.....	9
2-3 眺望景観（主要な展望地）.....	21
3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
3-1 届出対象行為.....	22
3-2 景観形成基準.....	25
3-2-I 色彩基準.....	28
4 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針	
4-1 景観重要建造物の指定の方針.....	29
4-2 景観重要樹木の指定の方針.....	29
5 屋外広告物の表示及び掲出物件に関する行為の制限に関する事項.....	30
6 景観重要公共施設の整備に関する事項.....	31

第2章 景観形成地域

1 景観形成地域に関する基本的事項	
1-1 景観形成地域の指定.....	35
1-2 景観形成地域.....	37
1-3 届出対象行為.....	38
1-4 景観形成地域の拡充について.....	40
2 馬木北町景観形成地域	
2-1 区域.....	41
2-2 良好な景観の形成に関する事項.....	41
2-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項.....	43

3 島根県立大学出雲キャンパス周辺景観形成地域	
3-1 区域	45
3-2 良好な景観の形成に関する事項	45
3-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	47
4 リバーサイドタウン川西景観形成地域	
4-1 区域	49
4-2 良好な景観の形成に関する事項	49
4-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	51
5 神西湖周辺景観形成地域	
5-1 区域	53
5-2 良好な景観の形成に関する事項	54
5-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	56
6 宍道湖沿岸景観形成地域	
6-1 区域	59
6-2 良好な景観の形成に関する事項	60
6-3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	62

第3章 良好な景観づくりへの取組

1 市・市民・事業者の連携による景観まちづくり	
1-1 景観まちづくりのための組織づくり	67
1-2 建築士や建設業者などとの連携	67
1-3 電力・通信会社との連携	67
2 景観まちづくりの普及・啓発	
2-1 景観計画、景観条例などの普及・啓発	68
2-2 築地松景観の保全推進	68
3 景観形成地域の拡充	68
4 公共事業における景観形成の推進	68
5 都市計画制度等の活用	
5-1 地域の個性を活かした景観の形成	69
5-2 地区計画制度や高度地区制度の活用	69
6 景観審議会	69

資料編

1 出雲市景観計画策定経過	70
2 出雲市景観審議会委員名簿	71



出雲市景観計画

序章

前文

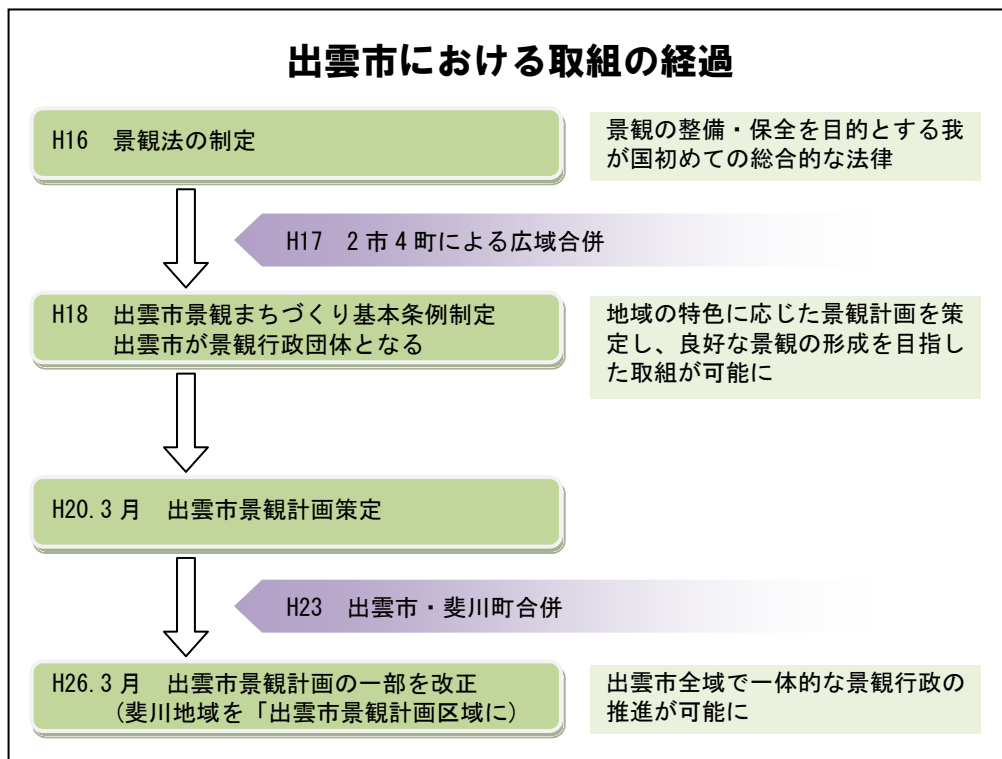
近年、経済社会情勢の変化により、生活空間の質的な向上を求める声が高まり、良好な景観の創造が推進されてきています。

本市では、従来から良好な都市景観の形成への取組を進めてきましたが、景観法の公布及び平成17年3月の広域合併を契機とし、あらたな景観づくりへの指針が求められるようになりました。

このような状況から平成18年10月10日には島根県知事の同意を得て、景観法に基づく「景観行政団体」になったところです。また、これに先立ち、同年9月27日には、市民一人ひとりの参加のもとで、出雲らしい個性的で魅力あるまちづくりを推進し、豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とし、景観の形成に関し必要な事項を定めた「出雲市景観まちづくり基本条例」を制定しました。

この条例に基づいて、平成20年3月に「出雲市景観計画」を策定し、良好な景観形成への取組を進めてきました。その後、斐川町との合併に伴い、斐川地域を含む出雲市全域を景観計画区域とするために、平成26年3月に計画の一部を改正しました。

本計画は、出雲市の景観形成を総合的かつ計画的に進めるための基本的方向性を明らかにするものです。



1 景観計画の役割

景観計画の役割は、出雲市の景観づくりの方向を明らかにし、実際の景観づくりの主体となる、市と市民及び事業者等の役割を示すとともに共通の理解を深め、将来にわたって出雲らしい景観づくりの指針としての役割を担うものである。

2 市・市民・事業者の責務及び役割

よりよい景観形成のためには、市と市民及び事業者等、出雲市の景観づくりに関わるすべての関係者の役割分担と連携・協力が必要である。市と市民及び事業者等それぞれの責務及び役割を明らかにし、それぞれの立場から積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

●市の責務及び役割

◇市は、出雲市景観まちづくり基本条例の基本理念に則り、良好な景観の創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施するものとする。

◇市は、市民、事業者及び専門家の自主的な景観の創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するものとする。

◇市は、良好な景観の創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

●市民及び事業者等の責務及び役割

◇市民及び事業者等は、出雲市景観まちづくり基本条例の基本理念に則り、自らが良好な景観の創造に関わる主体であることを認識し、景観の創造に努めるとともに、市が実施する景観の創造やまちづくりに関する施策に協力するものとする。

◇市民及び事業者等は、建築物、工作物及び広告物の新築、増築、改築、修繕、模様替又は色彩の変更、屋外における物品の集積又は貯蔵、土地の形質の変更、樹木の態様の変更等を行おうとするときは、良好な景観の創造に配慮しなければならない。

〔出雲市景観まちづくり基本条例：基本理念〕

- ◇市、市民及び事業者等は、適切な役割分担と連携・協力により、美しい自然資源と歴史文化資源を継承するとともに、新たな景観資源を創出することにより、市民が将来にわたり、潤いのある豊かな生活環境が享受できるよう、その景観資源の整備及び保全を図らなければならない。
- ◇市、市民及び事業者等は、良好な景観資源を地域の固有の特性と密接に関連づけながら、観光振興や地域の活性化に資するため、多様な景観の創造に向け、一体・強力に取り組まなければならない。

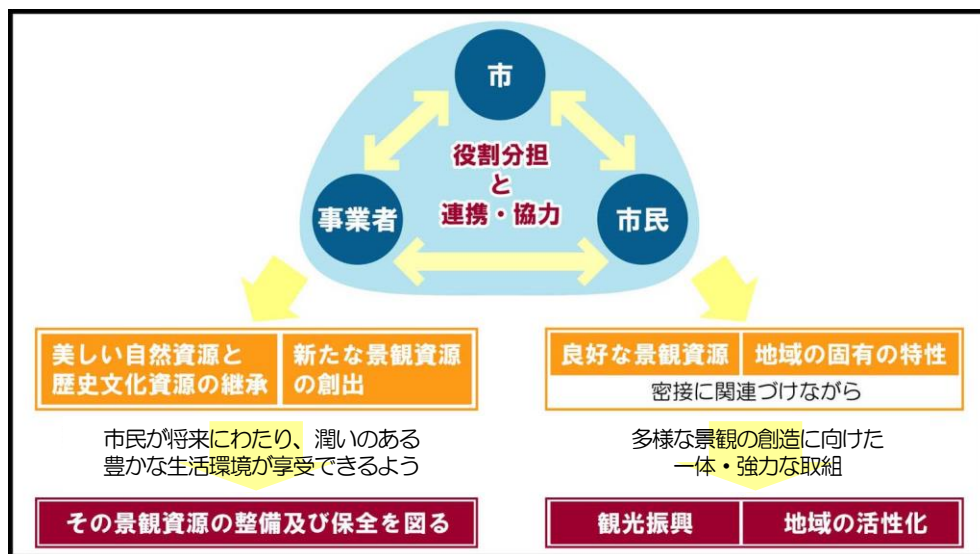


図 出雲市景観まちづくり基本条例 基本理念の概要

3 景観計画の位置づけ

出雲市景観計画は、出雲市の景観の形成に関する総合的な計画として位置づけ、島根県や出雲市の『出雲未来図』や他の関連計画等との整合やこれまでの景観に関する計画等を継承するものとする。

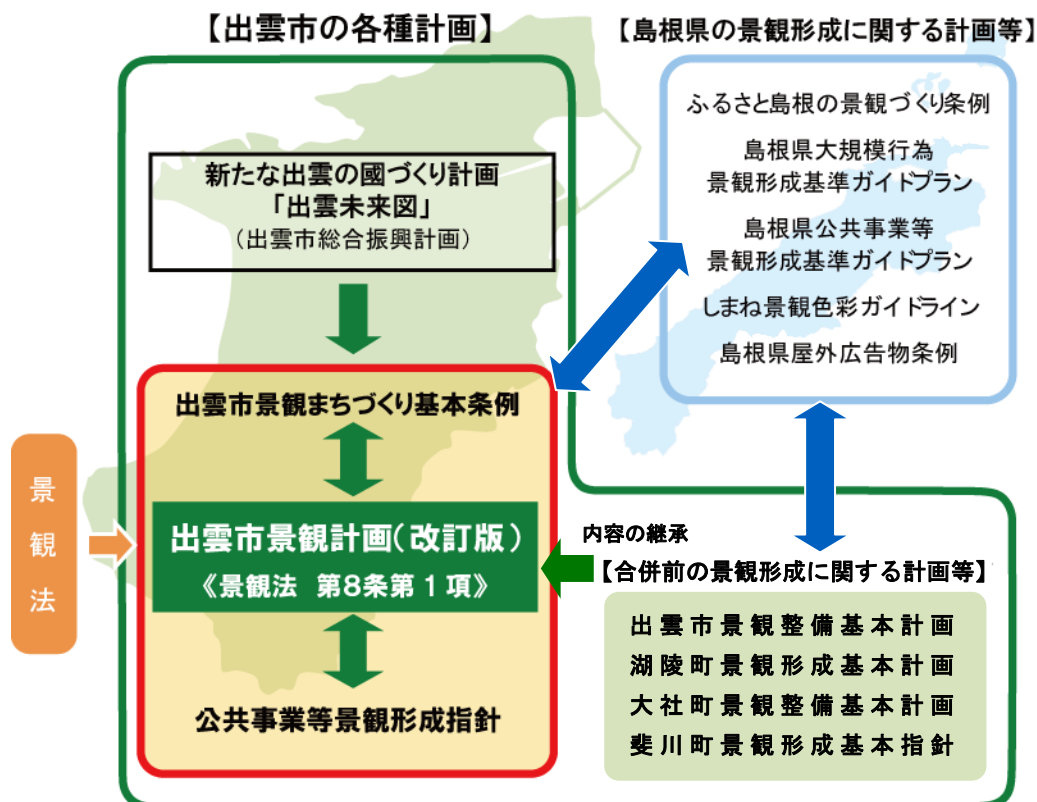


図 景観計画の位置づけ

4 景観計画の構成

出雲市景観計画は、景観法に基づく景観の形成に関する方針や基準等を定めるもので、第1章で景観計画を策定する区域を設定し、その区域について景観形成に関する方針や基準等を定め、ゆるやかな規制・誘導を行う。(第1章 出雲市景観計画区域)

さらに、第2章で重点的に景観形成を図る地域(景観形成地域)を設定し、きめ細やかな景観形成基準等を定め、規制・誘導を行う。(第2章 景観形成地域) 景観形成地域については、重点的に景観形成を図る必要がある地域が確認された場合は、地元と協議等を行いながら、随時追加するものとする。

第3章においては、良好な景観づくりを進めていくにあたっての組織づくりや様々な手法などの方針を定めていくものとする。(第3章 良好な景観づくりへの取組)

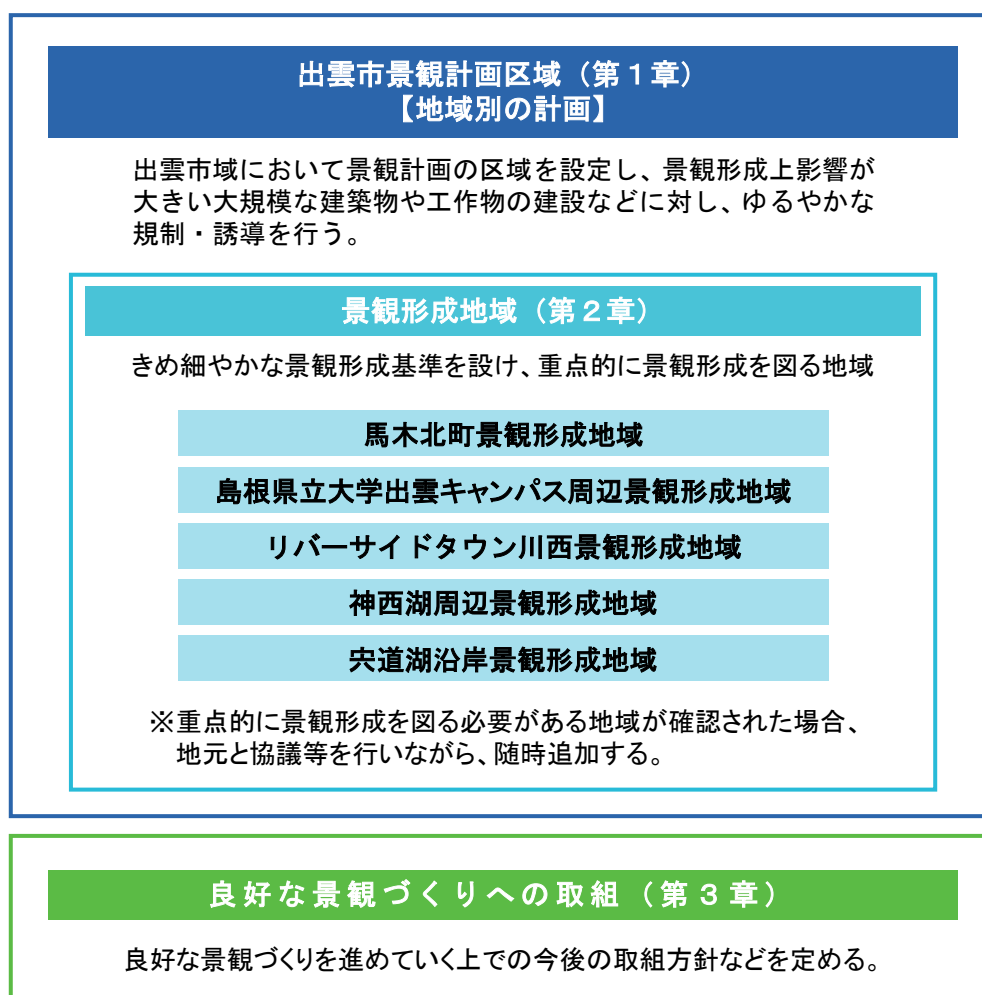


図 出雲市景観計画の構成